

農業の6次産業化支援事業実施要領

平成26年5月20日	決裁
平成27年4月	3日一部改正
平成28年4月	1日全部改正
平成29年4月	1日一部改正
平成30年4月	2日一部改正
令和元年6月	3日一部改正
令和2年4月	1日一部改正
令和3年4月	1日一部改正
令和4年4月	1日一部改正
令和6年4月	1日一部改正
令和7年4月	1日一部改正

第1 趣旨

農業の6次産業化に取り組む農業者等の発展段階に応じて、戦略的かつ実践的な支援を行い、農業経営の多角化と強化を図ることで、収益力向上と地域振興を目指す。

第2 実施主体

- 1 戦略的6次産業化支援事業の実施主体は県とする。
- 2 6次産業化ネットワーク活動推進事業の実施主体は県及び市町村、農業者等とする。

第3 事業の実施期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

第4 支援対象

- 1 本事業の支援対象者は、原則として次の計画書を作成及び実行する者とする。
 - (1) 農業の6次産業化事業計画書（様式第1号）（以下「経営ビジョン」という。）
 - (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）に基づく総合化事業計画（以下「総合化事業計画」という。）
- 2 上記1(1)、(2)のほか、内容的に同等の計画書（今後5年程度の取組内容、売上目標等の記載があるもの）を作成した者及び計画書を作成しようとする者を支援対象とすることができる。
- 3 第5の2(2)の埼玉県地域プランナー（以下「プランナー」という。）による支援対象者の要件は、上記1、2のうち次の要件を満たす者とする。
 - (1) 支援実施年度から目標年度（3年後から5年後までの年度において設定）までの経営全体の付加価値額の伸び率を定量的な目標として自ら掲げる者。
 - (2) 支援対象者は、目標年度までの経営改善の程度を示す目標を掲げるとともに、支援

実施年度の翌年度から自ら定めた目標年度までの間、毎年、様式7号により経営状況を農業ビジネス支援課に報告する。

(3) 支援対象者の支援期間は、同一の事業者及び取組に対して1年を単位として2回まで支援を受けられるものとする。

4 第5の1(4)の6次産業化サポーターによる支援対象者の要件は、上記1、2とする。

第5 事業内容

1 戦略的6次産業化支援事業

6次産業化に取り組もうとする農業者等の経営志向を経営ビジョンの作成により明確化させ、発展段階に応じた6次産業化の取組を支援し、経営能力を向上させる。

(1) 経営ビジョンの作成・実践支援

農業ビジネス支援課及び各農林振興センターは農業者等への個別対応により、経営ビジョンの作成を支援する。また、その実践について必要な支援を実施する。

(2) スキルアップ研修会及び情報交換会の開催

農業ビジネス支援課及び各農林振興センターは管内において農業者等に6次産業化に関する情報を広く周知し、本事業の支援対象者を中心に必要な専門知識習得のためのスキルアップ研修会及び情報交換会を開催する。

(3) 人材育成研修会の開催

農業ビジネス支援課は農業の6次産業化を進めるための人材育成を目的に、市町村、農業協同組合、商工会議所、商工会等の職員を対象とした研修会を開催する。

(4) 6次産業化サポーターによる派遣支援

農業ビジネス支援課は、本事業に取り組む農業者等への初期段階の課題解決に向け支援を行う埼玉県6次産業化サポーター(以下、「サポーター」という)を選定する。各農林振興センターは農業者等へサポーターを派遣し、課題解決を支援する。

2 6次産業化ネットワーク活動推進事業

国の支援制度の活用に向けたネットワーク構築や、総合化事業計画の作成支援及びフォローアップを行うとともに、多様な事業者等の連携の下、取組を行う市町村等への経費助成を行うことにより、地域が持つ魅力を最大限に生かした6次産業化を支援し、地域の活性化を図る。

(1) 総合化事業計画作成支援及び認定後のフォローアップ

農業ビジネス支援課及び各農林振興センターは農業者等から総合化事業計画の作成希望があった場合、その作成に関する支援を行う。また、総合化事業計画を作成した農業者等に対し、計画認定後も引き続き助言等の支援を行う。

(2) 埼玉県6次産業化等(地域資源活用・地域連携)支援検証委員会の設置・開催

農業ビジネス支援課は埼玉県6次産業化等(地域資源活用・地域連携)支援検証委員会(以下「委員会」という。)を設置・開催する。委員会は経営改善を目指す農業者等及び専門的知見を有し課題解決に向けて支援を行うプランナーを選定し、その効果検証等を行う。

各農林振興センターは委員会が選定した農業者等へプランナーを派遣し課題解決

を支援する。

(3) 6次産業化ネットワークミーティングの開催

農業ビジネス支援課及び各農林振興センターは地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組を推進するためネットワークを構築し、多様な事業者と連携できる機会として6次産業化ネットワークミーティングを開催する。

(4) 6次産業化商品PR会の開催

農業ビジネス支援課は6次産業化に取り組む農業者等が開発した商品のブラッシュアップと販路拡大を目的に6次産業化商品PR会を開催する。

(5) 農業の6次産業化の円滑な推進のための連絡会議の開催

農業ビジネス支援課は必要に応じ、県内関係機関をメンバーとした埼玉県6次産業化（地域資源活用・地域連携）推進連絡会議を開催する。

(6) 国交付金を活用して地域ぐるみの6次産業化に取り組む市町村等への経費助成

農業ビジネス支援課は農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和7年4月1日付け 6農振第2872号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、ネットワークを構築して6次産業化に取り組む市町村や農業者等に対し、その経費を助成する。

第6 事業の推進体制

埼玉県6次産業化等サポートセンター（地域資源活用・地域連携サポートセンター）（以下「サポートセンター」という。）を設置し、第5の事業を行う。

(1) 設置場所

農業ビジネス支援課に設置し、各農林振興センターに支所を置く。

(2) 支援体制

ア 農業ビジネス支援課長を統括企画推進員とする。

イ 農業ビジネス支援課の販売対策・6次産業化担当副課長を統括企画推進員補佐とする。

ウ 農業ビジネス支援課の販売対策・6次産業化担当のうち6次産業化に関する業務を行う職員並びに各農林振興センター6次産業化担当職員を企画推進員とする。

エ 農業ビジネス支援課の企画推進員のうち1名を経理責任者とする。

オ 農業技術研究センター農業革新支援担当（6次産業化）をプランナーとする。

カ 農業ビジネス支援課は第5の2(2)に基づき、委員会で審査・選定された者をプランナーとして登録する。

キ 農業ビジネス支援課は第5の1(4)に基づき、農業ビジネス支援課において、設置した者をサポーターとして登録する。

(3) 役割

ア 統括企画推進員はサポートセンター運營業務を統括する。

イ 統括企画推進員補佐は統括企画推進員を補佐し、統括企画推進員に事故ある時は統括企画推進員に代わりサポートセンター業務を統括する。

ウ 農業者等から計画の作成や実践に関する相談等があった場合は、管轄の農林振興

センターと農業ビジネス支援課が連携し速やかに支援を実施する。

エ 委員会で支援対象として選定した農業者等の経営改善に向け、上記(2)オ、カのプランナーを派遣して支援を実施する。

なお、サポートセンターで対応が困難な取組については、地域資源活用・地域連携中央サポートセンター（以下「中央サポートセンター」という。）に中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援を行うものとする。

さらに、経営改善を重点的に支援する必要があると委員会が決定した場合は、中央サポートセンターにエグゼクティブプランナーによる支援要請をすることができるものとする。

オ 農業ビジネス支援課及び各農林振興センターは、農業者等から6次産業化の取り組みに向けた知識・技術等の相談があった場合には、上記(2)キのサポーターを派遣して支援を行う。

カ 研修会やネットワークミーティングなどの実施にあたっては、農業ビジネス支援課と各農林振興センターが連携し、年間を通じて計画的に実施する。

キ 農業ビジネス支援課は関東農政局など国に対する問い合わせや国の支援制度に係る対応を行う。なお、第5の2(6)の経費助成にあたっては、管轄の農林振興センターと連携し事業の進捗管理を行う。

ク 企画推進員（経理責任者）は経費の効率性を図り、適正な執行に努める。また、各農林振興センター企画推進員は各々の経理事務を同様に行う。

第7 報告等

1 事業の実施状況について、各農林振興センターは様式第2号による報告書（以下「四半期報告」という。）を作成し、四半期ごとに農業ビジネス支援課あて報告する。

また、6次産業化に取り組む農業者等の各種相談について、電話での相談に対応したときは、その内容を様式第3号に記録し、四半期ごとに農業ビジネス支援課あて報告する。

(1) 報告書等作成期日：6月、9月、12月の末日及び3月15日現在

(2) 提出期限：報告書等作成期日の翌月の3開庁日まで

（但し第4四半期は3月20日まで）

2 各農林振興センターは様式第4号による前年度末日現在の報告書を作成し、7月の3開庁日までに農業ビジネス支援課あて報告する。

3 農業ビジネス支援課並びに各農林振興センターは第6(2)オ、カのプランナーを派遣して支援する農業者等について、様式第5号の支援シートを協力して作成する。支援対象者等から提供される情報のうち、営業秘密にあたるもの、個人情報にあたるものはあらかじめ使用目的を説明し、同意を得た上で使用するものとする。

支援シートには支援先概要、課題解決の方向性、支援の内容を記録し、支援後の経営改善状況等に関する情報も含め整理・管理するものとする。なお、中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、営業秘密にあたる資料の提供についてあらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。

企画推進員はプランナー派遣に同行し、様式第6号の支援報告シートに支援対象者の

相談内容、課題、支援内容を派遣したプランナーに記入してもらい、派遣当日のプランナーの支援状況とその評価について記録する。支援シートはプランナー派遣後2週間以内に農業ビジネス支援課に提出する。

また、企画推進員はプランナーの支援を受けた支援対象者から提出された経営改善の状況（様式第7号）について、支援実施年度の翌年度から支援対象者が定めた目標年度までの間、毎年、委員会において当該調査結果の評価を行い、その内容を支援シートに記録するとともに、様式第8号により支援対象者等の経営改善状況を取りまとめる。

企画推進員は、サポーター派遣に同行し、様式第9号の支援報告シートに支援対象者の相談内容、課題、支援内容を派遣したサポーターに記入してもらい、派遣当日のサポーターの支援状況とその評価について記録する。

各農林振興センターは、支援報告シートおよび、様式第10号の6次産業化サポーターに関する満足調査は支援対象者に記入してもらい、サポーター派遣後2週間以内に農業ビジネス支援課に提出する。

第8 書類の経由

第5の2(6)の経費の助成について、事業実施主体が知事に提出する書類は管轄の農林振興センターを経由するものとし、その提出部数は正副2部とする。

第9 情報の共有化

農業ビジネス支援課は情報の共有化を図るため、各農林振興センターの6次産業化担当者を招集し、会議（以下「担当者会議」という。）を開催することができる。

第10 評価指標

次の評価項目を指標として、評価・検証を行う。

- (1) 支援対象者の6次産業化による新商品の開発品目数
- (2) 「六次産業化法」に基づく総合化事業計画の認定件数
- (3) プランナーの支援を受けた農業者等の人数

第11 謝金支払基準

- 1 一般基準（上限額）は、1時間当たり20,000円（交通費、税込）とする。

ただし、第6(2)カのプランナーの派遣業務に対しては、1時間当たり10,000円（交通費、税込）とし、第6(2)キのサポーターの派遣業務に対しては、1時間当たり8,000円（交通費、税込）とする。

- 2 一般基準により難しい場合は、その都度農業ビジネス支援課長、各農林振興センター所長が、必要と認める額を定めることができるものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、農業ビジネス支援課

長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 6次産業化ネットワーク活動推進事業実施要領（平成25年8月19日決裁）は廃止する。
ただし、平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 「埼玉県における農林漁業者への6次産業化総合化計画等サポート体制について（平成26年1月7日付農支第932号農業支援課長通知）」は廃止する。
ただし、平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月2日から適用する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月3日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。